

広小路界隈まちづくり協定

(前文)

広小路界隈は飯山城址の南側に位置し、古くから広小路と言われる地区にあたります。この地区にある復活教会の建物が注目されはじめたことをきっかけに、地区の商店主や住民、商工会議所そして市役所などが一緒になってワークグループである「広小路会議」を平成25年10月に立ち上げ、地区の将来について話し合いを重ね、街並み整備と地域活性化を目指した広小路基本計画を平成29年3月に策定しました。

平成29年度には、復活教会も登録有形文化財に指定されたこともあります。周辺の街並み整備を進めるため、基本計画のプロジェクトにも位置付けられている本まちづくり協定を締結することに至りました。

(目的)

第1条

この協定は、「歴史とロマンを感じ芸術性あふれる街へ」をコンセプトとした広小路基本計画を基に、歴史、風土、文化、自然等を踏また街並みづくりを進め、この町に住む人が誇りに思い、次世代に残してゆけるような、美しく、快適で、活気に満ちた通りに育てることを目的とする。

第2条

この協定は、「広小路界隈まちづくり協定」(以下「協定」という)という。

(協定区域)

第3条

この協定の適用を受ける区域(以下「協定区域」という)は、広小路界隈区域とする。

(協定の締結)

第4条

この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃貸借人(以下「協定者」という)の概ね3分の2以上の合意により成立する。

(有効期間)

第5条

この協定の有効期間は協定締結後5年間とする。但し満了1ヶ月前までに第9条の規定に基づく変更又は廃止の措置がとられない時は、更に5年間延長するものとし、その

後の期間満了時についても同様とする。

(景観委員会)

第6条

- 1 この協定の運営に関する事項を処理するため景観委員会を設置する。
- 2 委員会のメンバーは広小路会議（以下「会議」という）の役員で構成する。
- 3 委員の任期は会議の役員の任期と同様とする。

(協定事項)

第7条

協定の目的を達成するため、別紙の通り基準を定め、商店街事業や地域活動等を通じ相互に協力し、調和のとれた住みよいまちづくりに努めるものとする。

(協定の効力)

第8条

この協定は、協定締結後に区域内の土地建物の所有者になった者又は賃借権を取得した者に対しても効力が及ぶものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条

この協定を変更又は廃止しようとする時は、協定者の3分の2以上の同意がなければならぬ。

(委員会への委任)

第10条

この協定に規定するもののほか必要な事項または協定内容等に疑義が生じた場合は、委員会において決定する。

附則

- 1 この協定は、平成29年 月 日から施行する。
- 2 この協定書は、協定者全員に配布する。

(別紙)

広小路界隈まちづくり協定に関する基準（案）

(目的)

この基準は、住民協定第7条の規定により必要な事項を定めるものとする。

1 建物の位置及び規模

①位置

可能な限り壁面線を現在の街並みに揃え連続性を維持すること。

②高さ

可能な限り通りの街並み景観、連続性に配慮したものとすること。

③敷地

原則、現在の街並みを形成している敷地形状を維持すること。

2 建物の意匠及び形態

①建築物の正面（外壁）

市みち通りや仲町通りに面する建築物の正面は、周囲の街並みと調和が取れる意匠・形態に努めること。

復活教会の周りにある建築物は、歴史・文化を大切にした街並みとなるように意匠・形態に努めること。

②屋根

可能な限り耐雪型でこう配屋根にするように努めること。

③色彩

外壁の基調色は、落ち着いた色調とすること。アクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量のバランスに充分注意すること。

屋根の色は、可能な限り茶色系、黒色・灰色系とすること。

④設備機器

空調室外機などは、出来る限り道路から見えない位置や、意匠に配慮した目隠しなどの工夫に努めること。

3 工作物等及び外構

①植栽

通りに面したスペースに、四季の彩りを感じられる庭木などの植栽や木製プランターを活用した草花などの配置に努めること。

②車庫・倉庫

街並みの建築デザインに配慮した意匠、色彩に努めること。

③駐車場等

駐車場は埠や生垣、植栽などで修景したり、建築物や車庫等に格納し、街路景観の連続性や周辺景観との調和に努めること。

4 広告物

- ①自家の用に供する以外の広告物は設置しないこと。また、広告物は、道路などの公共用地には置かないこと。
- ②形状、色彩及び意匠は、けばけばしい印象を与える広告物としないこと。
- ③点滅式照明付き広告物は原則として設置しないこと。

5 自動販売機

- ①設置場所は設置者の敷地内のみとすること。
- ②基調色をけばけばしい色彩とせず落ち着いた色調とするか、意匠に配慮したカバーを取り付けるなどの工夫に努めること。

6 その他

- ①景観修景はもとより、安全・衛生・環境・エコロジーに配慮した施設設備に心がけすること。